

県道南関大牟田北線改築工事（福岡県大牟田市大字岩本字川原地内から同市大字白銀字大桁地内まで）及びこれに伴う農業用水路付替工事に係る事業認定理由について

平成22年2月16日付けで福岡県から事業認定の申請があった県道南関大牟田北線改築工事（福岡県大牟田市大字岩本字川原地内から同市大字白銀字大桁地内まで）及びこれに伴う農業用水路付替工事について、平成22年5月13日に土地収用法に基づき事業認定の告示をしました。

その事業認定理由を以下に添付しています。

事業認定理由